

生産行程管理業務規程

作成日 平成 28 年 12 月 20 日

更新日 令和 2 年 7 月 15 日

1 作成者

イワテケンクノヘグンノダムラオオザノダダイニジュウナナチワリナナジュウサンバンチ

住所（フリガナ）：（〒028-8201）岩手県九戸郡野田村大字野田第 27 地割 73 番地
ノダムラギョギョウキョウドウクミアイ

名称（フリガナ）：野田村漁業協同組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 小谷地 勝

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jf-noda.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 11 類 貝類

区分に属する農林水産物等：ほたてがい

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：岩手野田村荒海ホタテ（イワテノダムラアラウミホタテ）

4 明細書の変更

野田村漁業協同組合（以下、「同組合」）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）養殖漁場及び養殖方法の確認

同組合は、生産者に「岩手野田村荒海ホタテ」生産方法報告書（別紙 1（参考様式））を毎年 3 月 1 日までに作成・提出させ、同組合職員が、その報告内容を確認することで、明細書に記載の各基準を遵守しているか否かを確認する。

また、同組合職員は、年 1 回以上生産者に対する養殖漁場の現地調査及び聞き取り調査を実施し、「岩手野田村荒海ホタテ」生産方法報告書（別紙 1（参考様式））に確認事項を追加記載する。

（2）最終製品の確認

同組合は、水揚げされたホタテガイについて、同組合職員により（1）の記録を確認するとともに、最終製品を確認する。当該確認を終えた「岩手野田村荒海ホタテ」は、同組合が受け入れし野田漁港水産物蓄養施設（以下、「蓄養施設」）において一時保管した後出荷する。

（3）臨時調査の実施

明細書に記載の各基準が遵守されていないことが疑われる場合には、同組合は、臨時に同組合職員による現地調査を実施し、「岩手野田村荒海ホタテ」明細書適合性等調査指導報告書（別紙２（参考様式））に記録する。

6 明細書適合性の指導

同組合は、明細書に記載の各基準に従った生産が行われていない場合には、当該生産者に対し、警告を発し、是正を求める。警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、同組合は、当該生産者が生産したホタテガイについて、「岩手野田村荒海ホタテ」として受け入れない。

また、同組合は、明細書に記載の各基準を満たさないホタテガイについては、「岩手野田村荒海ホタテ」及び登録標章を付した状態で出荷しない。

なお、同組合は、生産者に対し、文書での通知とともに講習会等の説明機会を毎年設け、明細書に記載の基準の周知徹底を図るものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

（１）同組合は、蓄養施設から出荷する際に、明細書に記載の各基準のいずれも満たしているホタテガイについてのみ、地理的表示である「岩手野田村荒海ホタテ」及び登録標章が使用されているか否かを確認する（「岩手野田村荒海ホタテ」出荷調査表（別紙３（参考様式））。この際、地理的表示が使用されているもの（例えば、出荷用発泡スチロール箱）についても確認する。

（２）同組合は、蓄養施設から出荷する際に、以下のホタテガイであるか否かを確認する。

- ①明細書に記載の各基準のいずれかを満たしていないホタテガイであるにもかかわらず、地理的表示である「岩手野田村荒海ホタテ」及び登録標章が使用されているホタテガイ
- ②地理的表示である「岩手野田村荒海ホタテ」のみが使用されているホタテガイ
- ③登録標章のみが使用されているホタテガイ
- ④地理的表示である「岩手野田村荒海ホタテ」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されているホタテガイ

8 地理的表示等の使用の指導

（１）同組合は、７（２）の確認の際に以下の表示を確認した場合は、「岩手野田村荒海ホタテ」の出荷を停止する。また、同組合の生産者による不適正な地理的表示「岩手野田村荒海ホタテ」又は登録標章の使用が確認された場合には、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、同組合は、当該生産者を除名等ができるものとする。

- ## 9 実績報告書の作成等

(4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

① 同組合が作成した「販売品荷受票」

11 連絡先

3